附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十条（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項第五号イ(3)を同号イ(4)とし、同号イ(2)の次に次のように加える部分、同号ロ(2)に係る部分及び同号ハ(5)を同号ハ(6)とし、同号ハ(2)から(4)までを同号ハ(3)から(5)までとし、同号ハ(1)の次に次のように加える部分を除く。）、第三十一条の改正規定、第五号書式の改正規定、第六号書式の改正規定、第八号書式の改正規定及び同号書式を第九号書式とし、第七号書式の次に次の書式を加える改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定　平成三十年一月一日

二　第九条の改正規定、同条第三号を削る改正規定、第十一条第一項第一号の改正規定及び第十六条第三項第二号の改正規定並びに次条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日

（申告書の添付書類に関する経過措置）

第二条　改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第九条の規定は、前条第二号に定める日（以下この条において「一部施行日」という。）以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、一部施行日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

2　新規則第十一条第一項の規定は、一部施行日の属する年の前年一月一日（以下この項において「基準日」という。）において二十歳未満である者が一部施行日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、基準日において二十歳未満である者が一部施行日前に贈与により取得した財産又は基準日において二十歳以上である者が一部施行日前に贈与により取得した財産若しくは一部施行日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税については、なお従前の例による

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の相続税法施行規則第十一条第一項の規定の適用を受けた相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者に係る同項に規定する特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付すべき当該相続時精算課税適用者に係る書類については、同令第十六条第三項第二号の規定は、なおその効力を有する。

（調書の記載事項等に関する経過措置）

第三条　新規則第三十条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、保険会社等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「改正法」という。）第三条の規定による改正後の相続税法（以下「新相続税法」という。）第十条第一項第五号に規定する保険会社等をいう。）の営業所等（新相続税法第五十九条第一項に規定する営業所等をいう。）が新規則第三十条第一項第六号に規定する契約の締結後に当該契約に係る契約者の変更（当該契約に係る契約者の死亡に伴い行われるものを除く。以下この条において同じ。）の手続を行うことにより、平成三十年一月一日以後に当該契約者の変更の効力が生ずる場合について適用する。この場合において、同日前に効力が生じた当該契約に係る契約者の変更の回数は、同号ハの回数に含まないものとする。

（書式に関する経過措置）

第四条　新規則第五号書式及び第六号書式は、平成三十年一月一日以後に新相続税法第五十九条第一項の規定に該当する事実が生ずる場合について適用し、同日前に改正法第三条の規定による改正前の相続税法第五十九条第一項の規定に該当する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

2　新規則第五号書式、第六号書式及び第九号書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則の相当の規定に定める調書に、新規則第五号書式、第六号書式及び第九号書式に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

○財務省令第二十五号

地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）第十七条第二項第一号の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第九号中「第二十五条第二項第一号」を「第二十五条第四項第一号」に改め、同項第十一号中「第二十七条第七号」を「第二十七条第五号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○財務省令第二十六号

登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）第十九条の二第二項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三を削り、第二条の二の二を第二条の三とする。

第二条の九を削る。

第二条の十中「別表第三の六の二の項」を「別表第三の六の項」に改め、同条を第二条の九とする。

第二条の十一を第二条の十とし、第二条の十二を第二条の十一とし、第二条の十三を第二条の十二とする。

第十二条第六項中「第七百四十六条」を「第七百四十六条第一項」に改める。

第十六条の二中「法別表第一第百二十五号の三㈡」を「登録免許税法施行令第十九条の二第二項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十二条第六項の改正規定は、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○財務省令第二十七号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）及び消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十五号）の施行に伴い、並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則、同令附則、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の規定に基づき、消費税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

消費税法施行規則等の一部を改正する省令

（消費税法施行規則の一部改正）

第一条　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「おいて」を「おいて」に改め、「「資産の譲渡等」の下に「「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」を、「第八号」の下に「から第八号の三まで」を、「資産の譲渡等」の下に「「特定資産の譲渡等」、電気通信利用役務の提供」を加え、同条第三項中「おいて」を「おいて」に、「行為」を「行為（当該行為のうち、電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）」に改める。

第二条中「第六条第二項第六号ハ」を「第六条第二項第五号ハ」に改める。

第五条第一項第四号イ中「第六条第二項第六号」を「第六条第二項第五号」に改める。

第六条第一項第二号中「番号」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条の二（船舶観光上陸の許可）に規定する船舶観光上陸許可書（旅券の写しが貼付されたものに限る。）にあつては、当該船舶観光上陸許可書又は当該旅券の番号。以下この条において同じ。）」を加える。

第九条第一号中「以下この章において同じ」を「（次条から第十条の六までにおいて「氏名等」という」に改める。